

平成 21 年 10 月 1 日以降に出産される方から、
出産育児一時金の
支給額と支払方法が変わります。

支給額が変わります

4 万円引上げ、原則 42 万円となります。

産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外の場合は 39 万円となります。

直接支払制度が実施されます

かかった出産費用に出産育児一時金を充てる
ことができるよう、原則として医療保険者から出産育
児一時金が病院などに直接支払われる仕組みに変
わります。

今後は原則 42 万円の範囲内で、まとまった出産
費用を事前に用意しなくてもよくなります。

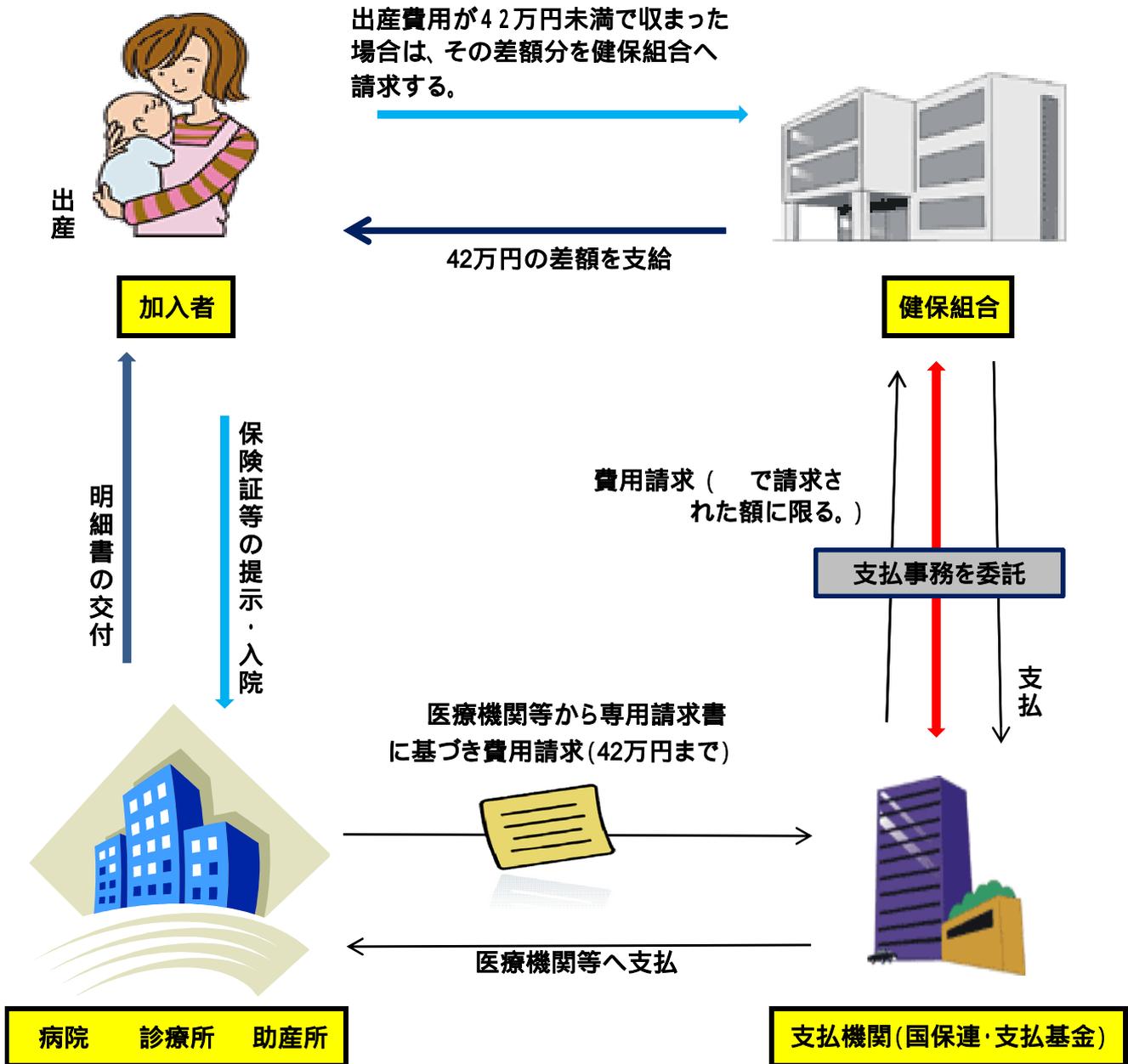
出産費用が 42 万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などにお支払いください。
また、42 万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。
出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後
に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です。
(ただし、出産費用を退院時に病院などにいったんご自身でお支払いいただくこととなります)

手続きにつきましては、健康保険組合、または出産される病院などにご確認ください。

厚生労働省ホームページに出産育児一時金の見直しについての情報を掲載
していますのでご参照ください。

大阪自転車健康保険組合

(参考) 出産育児一時金のながれ



- ・ 出産育児一時金が医療機関等に直接支払われることを希望しない者については、従来の方法をご利用ください。
- ・ 出産費用が出産育児一時金の支給額(42万円)を超えた場合は、超えた額を退院時に医療機関等に直接お支払いいただきます。